

福岡市地下鉄駅ナカ店舗事業者
(既存3区画) 公募要項

令和8年9月8日

福岡市交通局営業課

目次

1. 公募内容等	1
(1) 公募区画	1
(2) 貸付期間及び開業期限	1
(3) 貸付料	1
(4) 業種の制限	2
(5) 営業時間	2
(6) 禁止事項	2
(7) 工事区分	3
2. 公募スケジュール	3
3. 参加申込資格	3
4. 参加申込	4
(1) 参加申込書等提出期限	4
(2) 参加申込書等提出場所	4
(3) 参加申込書等	4
(4) その他	5
5. 企画書等の提出	5
(1) 企画書等提出期限	5
(2) 企画書等提出場所	5
(3) 企画書等	5
(4) その他	6
6. 選考方法	6
(1) 第1次選考	6
(2) 第2次選考	7
7. 優先交渉権者の決定	7
8. 契約条件	8
(1) 協定保証金	8
(2) 店舗開業基本協定	8
(3) 契約保証金	9
(4) 定期建物賃貸借契約	9
(5) 光熱水費等経費	9
(6) 財産区分及び工事費の負担	9
(7) 事業者の契約解約権	10
(8) 交通局の契約解約権等	10
(9) 原状回復	10
(10) 権利等の譲渡、転貸及び担保設定の禁止	11
(11) 免責事項	11
9. 工事設計及び施工等に関する事項	11
《設計》	11
《施工》	11
《記録写真等》	12
《安全対策》	12
《維持管理》	12
《その他》	13
10. 質問	13
11. 提出資料の取扱い	13
12. その他留意事項	14
13. 様式等	14
14. 提出先及び問合せ先	14

福岡市地下鉄駅ナカ店舗事業者（既存3区画）公募要項

福岡市交通局では、地下鉄ご利用のお客さまの利便性向上を図るため、地下鉄駅の店舗事業者を公募します。公募参加者は本公募要項の各項目を確認し、参加申し込みを行ってください。

なお、本公募要項は本公募のみに適用し、交通局が将来実施する同駅又は同区画における公募時には、内容を変更する可能性があることをあらかじめご承知の上、参加申し込みを行ってください。

1. 公募内容等

(1) 公募区画

区画 番号	路線	名称	面積	現店舗
1	空港線	姪浜駅	175.00㎡	めいのはまマルシェ
2	空港線	博多駅筑紫口1	99.60㎡	ファミリーマート
3	空港線	博多駅筑紫口2	9.88㎡	スーパーチケット

※区画番号2については、お客様ニーズを踏まえ、使用業種をコンビニエンスストアに限定します。

※「資料1 区画位置図及び平面図」を参照

※設備容量は工事区分表をご確認ください。

※部分使用不可、事務所のみの設置不可

(2) 貸付期間及び開業期限

区画 番号	名称	貸付開始可能日	貸付期間終了日
1	姪浜駅	令和9年4月1日から令和9年8月1日までの間	令和19年3月31日
2	博多駅筑紫口1	令和9年4月1日から令和9年8月1日までの間	令和19年3月31日
3	博多駅筑紫口2	令和9年9月1日から令和10年1月1日までの間	令和14年3月31日

※既存店舗の契約満了の翌日以降、貸付開始可能日としています。

※既存店舗の撤去工事工期に遅れが生じた場合、貸付開始可能日が後ろにずれる可能性があります。

② 店舗の開業期限は、貸付開始日から原則3か月以内とします。なお、店舗工事着手は貸付開始日から可能となります。なお、福岡市地下鉄駅構内での工事実施となり、制約が多いため、余裕を持った工期スケジュールを組んでください。

③ 駅利用者の利便性向上のため、優先交渉権者に決定した事業者は、交通局及び既存事業者との調整、現地調査、設計その他開業に必要な準備を速やかに進め、可能な限り早期の開業に努めるものとします。

※「参考資料2 定期建物賃貸借契約（ひながた）」第5条参照

※「参考資料3 優先交渉権者決定後の手続きフローチャート」参照

(3) 貸付料

① 貸付料は、「下記ア」と「売上総額(税抜)に下記イを乗じた額」とのいずれか高い額に消費税及び地方消費税相当額(以下「税相当額」という。)を加えた額とし、毎月、納付してください。

- ② 下記ア及びイについては、「5. 企画書等の提出」時に「様式4 企画書」に記載し、提示ください。

ア. 定額貸付料(最低貸付料以上)

最低貸付料は、下の表のとおりです。(税相当額別)

区画 番号	名称	最低貸付料 (月額)
1	姪浜駅	1,000,000円
2	博多駅筑紫口1	1,600,000円
3	博多駅筑紫口2	300,000円

イ. 毎月の売上総額(税抜)に乗じる貸付料率 (0を超える率で0.1%単位とします)

※売上総額に貸付料率を乗じた際に、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※貸付料は貸付開始日以降発生し、貸付開始日が属する月が1か月未満の場合、貸付料のうち定額貸付料については、日割りにして納付してください。日割りの算定は、1か月を30日とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※税相当額は、福岡市交通局公有財産規程第31条第4項の規定によります。

(4) 業種の制限

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業、並びに、これらに類する業に係る業種や行為及び公序良俗に反する業種や行為による使用はできません。

(5) 営業時間

区画番号2の営業時間は、6時から23時30分を確保するものとします。

その他区画の営業時間は、駅の利用可能時間内において、交通局と協議の上で決定することとします。

なお、各区画の店舗営業及び従業員の出入りは、駅の利用可能時間内に限るものとします。

予定営業時間は企画書に記載してください。

※駅の利用可能時間は5時30分から24時までとします。なお、ダイヤ改正その他の理由により変更する場合があります。

(6) 禁止事項

- ① 店舗内は禁煙とし、喫煙室の設置は禁止します。
- ② 裸火及びガスの使用は禁止します。
- ③ 不潔、臭気及び騒音等により他者に迷惑をかけるおそれのある行為は禁止します。
- ④ 公募区画内に宿直その他名目の如何を問わず宿泊することは禁止します。
- ⑤ 危険物その他公衆に危害を及ぼし又は嫌悪を感じさせる恐れのある行為を禁止します。
- ⑥ 店舗区画を含む建物内の維持保全を害する行為を禁止します。
- ⑦ 店舗区画外の行列等により地下鉄利用者の通行を妨げることは禁止します。
- ⑧ 営業行為は店舗区画内に限られ、店舗区画外への商品及び立て看板等の設置並びに店舗区画外でのチラシ配り等販促活動を行うことは禁止します。
- ⑨ 可燃性のポスター類を店舗外壁に貼ることは禁止します。
- ⑩ 店舗区画において、店舗区画の使用目的以外の看板、サインージ等表示物を掲出することを禁

止します。

- ⑪ 交通局の許可なく福岡市地下鉄乗車券及びICカードを販売することは禁止します。
- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途にかかる行為その他暴力的な活動は禁止します。
- ⑬ 宗教活動は禁止します。
- ⑭ 政党による活動、その他政治的活動は禁止します。
- ⑮ その他法令違反にあたる行為や公序良俗に反する行為は禁止します。

(7) 工事区分

交通局工事(A工事)及び店舗工事(B・C工事)に区分されます。詳細は「資料2 店舗工事区分表」のとおりです。なお、維持管理及び修繕についても当該区分表の財産区分によるものとします。

2. 公募スケジュール

(1) 質問締切	令和8年	9月29日(火)
(2) 参加申込書等提出期限	//	10月19日(月)
(3) 企画書等提出期限	//	11月 9日(月)
(4) プレゼンテーション・ヒアリング	//	11月20(金)、24日(火)のいずれか(予定)
(5) 優先交渉権者決定・通知	//	上記全日程終了翌日以降(予定)

3. 参加申込資格

- (1) 開業準備に必要な資金の調達及び継続して貸付料の支払い能力がある会社法による法人であること。
- (2) 貸付料等の納付は、交通局が発行する納入通知書により福岡市交通局出納取扱金融機関(福岡銀行の派出所、出張所を含む全営業店舗)において納付すること。
- (3) 市町村税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 営業に必要な許認可・免許等の条件を満たすことができること。
- (6) 破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他破産法上の手続きについて、申立てをした、又は第三者(事業者の取締役を含む。)によってその申立てがなされた者でないこと。
- (7) 公募開始日から優先交渉権者決定の日までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (8) 公募開始日から優先交渉権者決定の日までの間に、措置要領別表第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (9) 福岡市暴力団排除条例第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 提出した役員等名簿を用い、交通局が前記(8)及び(9)の確認のため福岡県警察本部へ照会確認することに同意する者であること。
- (11) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのあ

る団体に属する者でないこと。

- (12) 区画番号1については、企業連合体による公募参加を認めます。この場合、構成事業者全てが「3. 参加申込資格」に示す申込資格を満たす必要があります。また、企業連合体の代表事業者が、公募参加及び店舗開業に係る諸手続きを行う必要があります。

代表事業者及び構成事業者の変更は、参加申込書の提出から定期建物賃貸借契約の貸付期間満了までの間、原則として不可とします。ただし、やむを得ない理由により構成事業者の変更を申し出る場合で、以下のいずれかに該当するときは、事前に交通局と協議し、事業者からの申し出について、交通局が申込資格等の確認を行った上で変更を承認することがあります。

- ① 企画書等提出期限の前日までに、変更を申し出る場合。
- ② 企画書等提出期限から店舗開業基本協定締結の前日までに、構成事業者が申込資格を喪失したことにより、変更を申し出る場合で、事業実施の継続性が損なわれないと認められる場合。
- ③ 店舗開業基本協定締結後に変更を申し出る場合で、事業実施の継続性の確保のため必要不可欠である場合。

4. 参加申込

(1) 参加申込書等提出期限

令和8年10月19日(月)午後5時まで

(2) 参加申込書等提出場所

提出資料は持参もしくは郵送(必着)で「15. 提出先及び問合せ先」へ提出をお願いします。

(3) 参加申込書等

提出資料	様式等	提出部数
① 公募参加申込書 兼 誓約書	・様式1 ※参加申込者の押印は不要	紙1部
② 会社経歴書 又は会社概要	・任意様式 ・出店実績があれば併せて提出すること。	紙1部
③ 代表者経歴書	・任意様式	紙1部
④ 直近3年分 の財務諸表	・直近決算3年分の貸借対照表、損益計算書の写しを提出すること。	紙1部
⑤ 市町村税を滞納して いないことの証明書	・福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。 ・上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で直近2年度分の市町村税に滞納がないことが確認できるものを提出すること。 ・発行から3か月以内のもの。	紙1部
⑥ 消費税及び地方消費税 納税証明書	・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。 ・証明書の種類は「納税証明書(その3)」若しくは「納税証明書(その3の3)」を選択すること。 ・発行から3か月以内のもの。	紙1部

⑦ 登記事項証明書	・法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること。 ・発行から3か月以内のもの。	紙1部
⑧ 役員等名簿	・様式2 ・代表者及び役員（委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。 ・この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために福岡県警察本部へ照会することに使用する。 ・役員とは、株式会社、有限会社の取締役、監査役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。	紙1部 ※電子データ（エクセル）の提出もお願いします。

（４）その他

- ① 必要により、その他の資料の提出を指示する場合があります。
- ② 全資料の提出が必要です。不足がある場合は、参加申込資格を満たしません。
- ③ 参加申込書等の内、⑤～⑧については、「福岡市・水道局・交通局競争入札参加登録業者名簿」または、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの駅ナカ店舗事業者公募の公示日または参加申込期限日が含まれている者にあつては提出不要です。
- ④ 固有名詞等を除き、作成言語は日本語とします。
- ⑤ 資料の提出後、参加を辞退する場合は、「様式3 公募参加辞退届」を「15. 提出先及び問合せ先」に持参もしくは郵送で提出してください。
- ⑥ 企業連合体として公募参加される場合、「参考様式 企業連合体構成届出 兼 委任状（構成事業者の役割分担を記載してください。企業連合体協定書等の写し及び委任状でも可）」を追加するほか、「4. 参加申込（3）参加申込書等 ②～⑧」の書類は構成事業者全てについて提出してください。

5. 企画書等の提出

（１）企画書等提出期限

令和8年11月9日（月）午後5時まで

（２）企画書等提出場所

提出資料は持参もしくは郵送（必着）で「15. 提出先及び問合せ先」へ紙での提出をお願いします。担当者にて受付を行いますので、受付完了後、電子メールにて提出資料と同一のデータを送信してください。また、メール送信後に送信した旨を電話で連絡してください。

（３）企画書等

提出資料	様式等	提出部数
① 企画書	・様式4（ファイル形式はPDF） ・貸付料、キャッシュレス決済対応、店舗運営に係る日常の商品搬入経路等を記載すること。	紙1部 及び 電子データ

② プレゼン資料	・「7.優先交渉権者の決定 別表Ⅰ 店舗事業者選考基準」中「企画内容（店舗運営実績、サービスの質、利便性）」の取り組みについて詳細かつ具体的に明記すること。 ・既存店舗における顧客満足度向上の取組実績及びその成果を記載すること。 ・店舗運営における品質管理、苦情対応その他利用者サービス向上の取組について記載すること。 ・同種又は類似店舗の運営実績及び利用者からの評価が分かる内容を記載すること。 ・国内店舗数、店舗のコンセプト、主な取扱商品及びアピールポイント等を記載すること。 ・貸付開始後の開業までのスケジュール、準備体制及び工程について記載すること。 ・A4横、表紙含み12ページまで、<u>任意様式</u>、ファイル形式はPPTXまたはPDFにて作成すること。	紙1部 ※両面印刷可 及び 電子データ
③ 店舗イメージ図	・任意様式（ファイル形式はPPTXまたはPDF） ・店舗外観及び店舗内レイアウト等のイメージが分かる図面およびパース等を提出すること（パース作成が難しい場合は、他店舗の写真を活用しても可）。	紙1部 ※両面印刷可 及び 電子データ
④ 損益計画書	・様式5（ファイル形式はPDF）	紙1部 及び 電子データ
⑤ 開業資金調達計画書	・様式6（ファイル形式はPDF）	紙1部 及び 電子データ

上記①～⑤を1部ずつ綴り、企画書一式として1セット（A4、長辺左綴じ）提出してください。また、電子メールで提出する際は、上記資料をZIPファイルに取りまとめて提出してください。

（４）その他

- ① 提出資料の記載内容は、詳細かつ具体的に記入してください。特に飲食店舗の場合は、必要な設備等について工事区分表を必ず確認し、設備等の箇所など記入してください。
- ② 資料提出後の内容変更・追加資料は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合で交通局が認める場合はこの限りではありません。
- ③ 必要により、その他の関係資料の提出を指示する場合があります。

6. 選考方法

（１）第１次選考

公募参加者より提出された資料をもとに、交通局において第１次選考を実施します。第１次選考の結果、次の各号に該当する場合は、第２次選考の対象外とします。

- ① 参加申込資格を満たしていない項目が確認できた場合
- ② 提出資料に不備がある場合

第１次選考の結果は、すべての公募参加者へＥメールにて通知します。

(2) 第2次選考

「地下鉄駅ナカ店舗事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)にて、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)を実施し、審査します。なお、プレゼン等は第1次選考通過者が事業者の場合でも実施します。

① 日時

令和8年11月20日(金)、24日(火)のいずれか

※プレゼン等参加者に対しては、11月17日(火)までに日時等をEメールにて通知します。

② 場所

福岡市交通局庁舎(福岡市中央区大名二丁目5番31号)

※中央区役所と同じ建物ですが、交通局玄関は赤坂駅5番出入口側にあります。

③ 時間

約20分(説明10分・質疑応答10分)

④ 出席者

一事業者3名までとします。プレゼン等は、店舗開業後、主に運営を担当する方が行ってください。

⑤ 説明資料

プレゼン等は提出資料をもとに実施してください。プレゼン等での追加資料・提案は認めません。交通局が用意するパソコン、プロジェクター、事業者提出資料のデータを使用し、プレゼンを行ってください。

⑥ リモート開催

プレゼン等をリモート開催にて実施する場合がありますので、その際は第1次選考通過者にあらかじめお知らせいたします。

7. 優先交渉権者の決定

- (1) 選定委員会において公募型プロポーザルにより、貸付料及び企画提案内容等について、「別表1 店舗事業者選考基準」をもとに評価し、全公募参加者について順位を決定します。
- (2) 交通局は、この選定委員会の結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。なお、「別表1 店舗事業者選考基準」中「企画内容及び経営基盤・事業計画実現性」の評価点合計(80点)が5割に満たない場合は不採用となります。
- (3) 優先交渉権者の決定は、決定後、速やかに優先交渉権者に通知するとともに、福岡市及び福岡市交通局ホームページに公表します。また、優先交渉権者以外の公募参加者については、順位を通知します。
- (4) 優先交渉権者は、交通局と別途協議を行い、優先交渉権者の決定通知の翌日から30日以内に店舗開業基本協定を締結してください。
※「参考資料3 優先交渉権者決定後の手続きフローチャート」参照
- (5) 正当な理由なく期限内に店舗開業基本協定、又は定期建物賃貸借契約を締結しない場合は、優先交渉権を取消し、順位第2位の公募参加者を優先交渉権者に繰り上げることとし、以下同様に優先交渉権者に繰り上げることとします。
- (6) 優先交渉権者が、「9. 契約条件(4) 定期建物賃貸借契約」の契約締結前に「3. 参加申込資格」を満たしていない項目が確認できた場合、及び提出資料の内容に虚偽があった場合は、優先交渉権者の決定を取り消します。

別表Ⅰ 店舗事業者選考基準

項目	評価の視点	配点
貸付料	・高い賃料収入が見込めるか。	20
企画内容	【店舗運営実績】(20点) ・既存店舗における顧客満足度向上への取組実績があるか。 ・利用者から高い評価を得ている店舗運営実績があるか。 ・苦情対応、品質管理等が適切に行われているか。	60
	【サービスの質】(20点) ・魅力的な商品・サービスを提供できる店舗か。 ・駅利用者のニーズに沿った提案となっているか。 ・継続的なサービス品質の確保が期待できるか。	
	【利便性】(20点) ・営業時間、決済手段(キャッシュレス対応)、商品構成等が利用者の利便性向上に寄与するか。 ・多様な利用者ニーズに対応しているか。	
経営基盤・事業計画実現性	・提案貸付料との整合性及び当該店舗の実現性、継続性があるか。 ・提案事業と同種・類似の実績があるなど、経営状況の健全性及び安全性は確保されているか。 ・開業までのスケジュールが具体的かつ実現性が高く、早期開業が見込まれるか ・障がい者雇用、環境配慮、地域活動への参画等、社会貢献に取り組んでいるか。	20
合計		100

※評価点が同点であった場合は「企画内容」の評価点が高い企画案を優先し、「企画内容」の評価点も同点であった場合には、さらに「貸付料」の評価点が高い企画案を優先し、「貸付料」も同点であった場合には選定委員会の審議により順位を決定します。

8. 契約条件 ※「参考資料3 優先交渉権者決定後の手続きフローチャート」参照

(1) 協定保証金

優先交渉権者の決定通知の翌日から3週間以内に、交通局が発行する納入通知書により、福岡市交通局出納取扱金融機関において定額貸付料に税相当額を加えた額の6か月分に相当する額を納付してください。

指定期日までに納付できなかった場合は、優先交渉権の取消しを行うことがあります。

この協定保証金は、協定保証金充当申出書をもって下記(3)の契約保証金に充当できるものとします。充当しない場合は、交通局において契約保証金の納付を確認できた後に事業者からの請求により返還いたします。ただし、事業者の都合により定期建物賃貸借契約を締結しない場合は、本協定保証金は一切返還いたしません。なお、協定保証金に利息は発生しません。

(2) 店舗開業基本協定

事業者は、下記(4)の定期建物賃貸借契約に先立ち、協定保証金の納付完了以降かつ、優先交渉権者の決定通知の翌日から30日以内に店舗開業基本協定を締結してください。なお、当該期日が

「福岡市の休日定める条例」の休日となる場合はその日以降直近の休日ではない日とします。

※「参考資料1 店舗開業基本協定書(ひながた)」参照

※事業者都合による内容の変更はできません。

(3) 契約保証金

定期建物賃貸借契約締結までに交通局が発行する納入通知書により、福岡市交通局出納取扱金融機関において指定する期日までに定額貸付料に税相当額を加えた額の1年分に相当する額(福岡市交通局公有財産規程第43条第2項に基づく)を納付してください。

契約保証金は、退店時に事業者が行う原状回復が完了した後に事業者からの請求により返還いたします。その際、滞納金、延滞金もしくは違約金がある場合は、契約保証金から当該金額を差し引きます。なお、契約保証金に利息は発生しません。

(4) 定期建物賃貸借契約

① 事業者は、貸付開始可能日の初日から4か月以内の日付を貸付開始日とし、交通局と借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借契約を締結してください。

※「参考資料2 定期建物賃貸借契約書(ひながた)」参照

※事業者都合による内容の変更はできません。

② 借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借契約であるため、契約の更新はなく、貸付期間の満了をもって契約は終了します。また、貸付開始可能日の初日から5年経過時に定額貸付料の見直しを行う場合があります。

③ 定期建物賃貸借契約に記載する貸付開始日以降に、工事着手してください。

④ 交通局は、公募区画の道路の占用(二次占用)について道路管理者から許可を得る必要があります、当該許可がおりた後でなければ定期建物賃貸借契約を締結することができません。

⑤ この公募要項は、優先交渉権者等を決定する手続き及び条件等を抜粋記載したものであるため、店舗開業基本協定又は定期建物賃貸借契約と相違する内容については、定期建物賃貸借契約、店舗開業基本協定、公募要項の順に優先適用します。

(5) 光熱水費等経費

店舗で使用する電気及び上下水道に係る経費は、事業者の負担となり、事業者の検針及び交通局の算定による金額を納付してください。また、清掃、ゴミ処理及び事業者財産の定期点検等にかかる経費及び契約事務等は、事業者の責任及び費用負担で行ってください。なお駅構内にテナントのゴミ集積場所はなく、排出場所の住所に従い、回収事業者へ依頼を行ってください。

(6) 財産区分及び工事費の負担

財産区分及び工事費の負担は「資料2 店舗工事区分表」のとおりとします。

事業者は設計図面等を提出し、交通局の承認を受けた後でなければ、工事着手できません。

「資料2 店舗工事区分表」において交通局の財産区分となっているもののうち、事業者が店舗には不要と判断した設備等については、交通局と協議のうえ取り外すことができます。

工事着手までに関係官庁等に対し、行う必要がある手続きがある場合は、事業者の責任で行ってください。

区画番号2については、工期短縮及び駅利用者への影響軽減の観点から、原則として既存の給排水設備を活用した店舗計画としてください。ただし、既存設備の状況等により、施設管理者が必要と認める場合はこの限りではありません。

(7) 事業者の契約解約権

店舗開業日後において、事業者が、社会情勢の変化等に伴いやむを得ず、定期建物賃貸借契約を契約期間終了日より前に解約しようとするときは、契約を解約しようとする日の6か月前までに交通局へ書面で申請するとともに、交通局による書面での承認が必要になります。なお、事業者は定額貸付料に税相当額を加えた額の6か月分に相当する額を解約金として支払い、交通局はその支払いを確認した後に承認します。その後、解約しようとする日までに、原状回復を行って物件の明け渡しをしてください。なお、交通局は解約の承認を行った時点で、当該区画の次期運営事業者決定の為の公募を実施できるものとします。

(8) 交通局の契約解約権等

① 交通局は、以下のいずれかに該当する場合には、定期建物賃貸借契約を解約することができるものとします。

ア 事業者が納付期限後3か月以上経過しても貸付料及び光熱水費等経費の納付を怠ったとき。

イ 事業者が企画提案した内容に反するとき。

ウ 事業者が契約に定める義務を履行しないとき。

エ 事業者の指定用途等の重要な事項に関して、虚偽及び違反があったとき。

オ 事業者が交通局の承諾なくして当該店舗を休業したとき。

カ 事業者の発行する手形もしくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払い不能の状態に陥ったとき。

キ 事業者の故意又は過失による小火を含む火災及び漏水等の発生によって、地下鉄事業に支障を生じさせたとき。

ク 事業者が雇用するか否かを問わず、当該店舗に関して従事する者が地下鉄営業上必要な交通局からの指示に従わないとき。

ケ 交通局において、公用、公共の用途・事業に使用するため必要になったとき。

② 前記①のアからクの規定による交通局の解約権を行使したときは、次に定めるとおり取り扱うものとします。

ア 契約保証金は、原状回復後に返還します。

イ 事業者は、納付した契約保証金の額を超えて交通局に損害があるときは、その損害を賠償しなければなりません。

ウ 事業者は、交通局の解約権の行使に伴い発生した損失について、交通局にその補償を請求することはできません。

エ 定額貸付料に税相当額を加えた額の6か月分を違約金として申し受けます。

③ 前記①のケの規定による交通局の解約権を行使したときは、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づき、事業者は、これによって生じた損失についてその補償を求めることができます。また、契約保証金は、原状回復後に返還します。

(9) 原状回復

① 契約解約又は貸付期間満了の場合においては、原則として、「資料2 店舗工事区分表」において事業者の財産区分となっている全てを、契約解約の場合は、交通局が指定する期日までに、貸付期間満了の場合は、貸付期間終了日までに撤去し、貸付開始日前の状態に回復してください。この費用は事業者の負担となります。

② 借地借家法第33条に規定する造作買取請求権並びに民法第608条に規定する必要費及び有

益費用償還請求権は行使できません。

- ③ 「8.契約条件(6)財産区分及び工事費の負担」で店舗には不要と判断し、取り外した設備等については、事業者の責任において保管し、契約解約の場合は、交通局が指定する期日までに、貸付期間満了の場合は、貸付期間終了日までに回復する必要があります。ただし、交通局が同等と認めた物については、取り外した設備等に代えることができます。
- ④ 貸付期間満了の場合において、公募区画を事業者が継続して借受ける場合、事業者は、原状回復を行わないことができるものとします。
- ⑤ 契約解約又は貸付期間満了の場合において、本物件を事業者以外の事業者が借受ける場合、事業者は、当該事業者と交渉し同意を得たときは、交通局に承諾を得て、原状回復を行わず、当該事業者はその所有物を譲渡することができるものとします。なお、譲渡された事業者は、原状回復の責任を負います。

(10) 権利等の譲渡、転貸及び担保設定の禁止

定期建物賃貸借契約に伴う権利及び義務を第三者に譲渡、転貸及び担保に供することはできません。

ただし、いわゆるフランチャイズ契約の場合で、事業者がフランチャイズ加盟者について、下記の内容の手續に同意し、「参考資料2 定期建物賃貸借契約書(ひながた)」第15条第3項の規定を遵守する場合を除きます。

- ・フランチャイズ加盟者は、事業者に「様式2 役員等名簿」を提出し、交通局に提出することに同意すること。
- ・フランチャイズ加盟者は、前項の名簿により交通局が「3.参加申込資格(8)及び(9)」の資格の確認のため福岡県警察本部へ照会確認することに同意すること。

(11) 免責事項

交通局は、事業者が被る下記の損害に対して、その責めを負わないこととします。

- ・盗難等交通局の責めに帰さない損害
- ・建物所有者として通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず発生した駅の構造物等からの漏水並びに構造物のき裂及び一部落下による損害
- ・交通局の責めに帰さない事故もしくは災害等、または計画運休による駅構内の使用不能による店舗の一時使用停止
- ・店舗及び店舗を開業する駅の維持管理に必要な点検、修理、変更及び改良工事による店舗の一時使用停止

9. 工事設計及び施工等に関する事項

《設計》

- ① 店舗の設計については、交通局と協議のうえ承諾を得てください。
- ② 別紙設備関係図面及び現地を確認のうえ、関係法令等を遵守して適切に設計してください。
- ③ 必要に応じて関係局(消防局、道路下水道局及び住宅都市みどり局等)と協議をしてください。なお、消防局との協議によっては、店舗内に間仕切り壁ができないなど、制約が生じる場合があります。

《施工》

- ① 使用材料、施工方法等については、交通局と協議のうえ承諾を得てください。
- ② 店舗工事の施工に関して疑義が生じた場合は、交通局と協議を行う必要があります。

- ③ 店舗工事の施工に当たっては内容、工程等を交通局と十分に打ち合わせたうえで行ってください。
- ④ 店舗工事完了後は消防局の検査に対応し、是正項目があれば速やかに対応してください。
- ⑤ 消防検査等の使用許可後でなければ、店舗開業できません。
- ⑥ 工事用の電源は、交通局が指示した場所からご使用ください。ただし、容量が大きい工具は使えない場合があります。また、ケーブル敷設や漏電の対策は事業者で行ってください。
- ⑦ 工事期間中、交通局からの安全対策における指示に従わない場合、安全対策への改善が実施されたことが確認できるまで、工事を中止させることがあります。また、これに対する交通局からの補償は行いません。
- ⑧ 故意・過失また、怪我人等の有無を問わず、人的被害が発生するような事態を引き起こした場合、「8. 契約条件(8) 交通局の契約解約権等」として契約を解除する可能性があります。
- ⑨ 交通局の作業申請の手続きを遵守し、工事許可を得てください。

《記録写真等》

- ① 工事に際しては、記録写真(着手前、工事中、完成)を原則として「福岡市建築・設備工事写真撮影要領」に準じて撮影してください。詳細は交通局と協議で決定します。
- ② 工事完成後、記録写真、完成図面(確認用のためPDFデータでも可、管理区分表等含む)、その他資料等をデータで提出し、交通局から承認を受けてください。また、交通局の確認により指摘を受けた場合は直ちに手直しを行ってください。承認の後、完成図面(製本7部、A4サイズ、見開き)と記録写真(製本1部、A4サイズ)、データ(PDF及びCAD[jww形式またはdxf形式])をCDもしくはDVD1枚に格納し提出してください。

《安全対策》

- ① 工事にあたっては、全ての作業員が交通局から提供する「福岡市高速鉄道施設作業要領」を熟読のうえ、安全確保し施工してください。
- ② 工事期間中は、乗客及び車両等に対して危険のないよう充分注意のうえ施工してください。特にラッシュ時(午前7時30分～午前9時30分、午後5時30分～午後7時30分)はホーム、コンコースでの作業はできません。また、夜間に騒音を伴う工事を行う際は交通局との事前協議が必要となります。
- ③ 店舗工事に係る障害については、速やかに対応してください。また、乗客及び他の設備等への損害が生じた場合は、事業者の責任及び費用負担において処理してください。
- ④ 店舗工事の施工においては、乗客に支障がないよう安全作業に努め、必要に応じて夜間に作業を行ってください。

《維持管理》

- ① 事業者で行った工事分(財産分)についての維持管理は、関係法令及び交通局基準等に基づいて全て事業者が行う必要があります。
- ② 交通局が防災設備等の保守点検を行う場合、店舗営業及び設備に影響が出る場合があります。
- ③ 交通局設備の設備修理等で店舗に影響を及ぼす場合、事前に協議は行いますが原則として交通局の意向に従ってください。
- ④ 店舗を開業する駅において発生した漏水や電気事故については、発生原因が分からない場合、その原因追究及び復旧に事業者が協力する必要があります。
- ⑤ 防災設備の点検のうち事業者が実施するものについては、関係法令に基づき点検を行い、点検報告書を交通局に提出してください。
- ⑥ 年1回、電気設備の点検を実施し、その報告書を交通局に提出してください。

- ⑦ 計量法に基づき、事業者にて計量器の設置が必要です。また、検定期限を経過する前に計量器の交換が必要です。
 - ⑧ 光熱水費の算定に必要なため、各計量器には交通局が支給するメータ読取装置を設置してください。なお、当該装置の設置に係る作業及び費用は事業者負担とし、データ送受信に要する費用並びに当該装置の保守、修繕及び更新に要する費用は交通局の負担とします。ただし、事業者の故意又は過失に起因する修繕等についてはこの限りではありません。
 - ⑨ グリストラップを設置する場合は、適切に管理する必要があります。
 - ⑩ 駅の防火管理体制に入り、共同して防火管理を行ってください。
 - ⑪ 店舗運営に係る日常の商品搬入経路については、事前に事業者にて十分確認してください。なお、姪浜駅及び博多駅については交通局所有の荷捌き場はありません。また、博多駅については地上と駅構内を結ぶ交通局所有のエレベーター也没有ありません。商品搬入に必要な経路の確保、関係者との調整その他必要な対応については、全て事業者の責任及び費用負担により行ってください。
- なお、商品の搬入経路について企画書(様式4)に記載してください。

《その他》

- ① 店舗の鍵は防災管理上、2組もしくは3組(別途交通局より指定)を交通局に預けてください。
- ② 店舗に係る各種保険等には、事業者の責任及び費用負担において加入する必要があります。
- ③ 交通局の電気設備の定期点検等により、地下鉄の営業時間外に年に数回の2時間を超える停電及び月に数回の数分程度の停電があるため、事業者が停電対策及び停電復旧対策をしてください。

10. 質問

参加申込みを行うにあたり疑義が生じた場合は、令和8年9月29日(火)午後5時までに「様式7 公募質問書」を記載のうえ、「15. 提出先及び問合せ先」宛にEメールで提出し、当該質問書を提出した旨を電話でご連絡ください。

質問に対する回答は、令和8年10月13日(火)午後5時を目途に福岡市及び福岡市交通局ホームページに掲載し、本公募要項の一部とみなします。なお、回答後の再質問は受け付けません。

11. 提出資料の取扱い

- (1) 公募参加者が作成した提出資料について、福岡市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開の対象となりますので、あらかじめご承知のうえ、本公募に参加してください。
※福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報とは、個人情報及び公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、などをいう。
- (2) 提出資料は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 交通局が提示する公募要項等の著作権は交通局に帰属し、公募参加者が提出した提出資料の著作権は、それぞれの公募参加者に帰属します。
- (4) 交通局は、手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、提出資料の複製を作成することができるとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の発表等のため必要と認めるときは、公募参加者の承諾を得て提出資料の全部、又は一部を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出資料の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て公募参加者が負うものとします。

- (6) 本公募に関して公募参加者が要した一切の費用は公募参加者にて負担ください。
- (7) 郵送物が料金不足の場合は受取拒否を行います。また、郵送物は受理不受理の如何を問わず返却しません。

12. その他留意事項

- (1) 本要項に疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。
- (2) 公平で厳正な選定を確保するため、審査等に関する問い合わせには事前事後に関わらず一切応じられません。
- (3) 本件に応募し、優先交渉権者となった場合であっても、公募区画に係る道路の占用について交通局が道路管理者による許可を得られない場合は出店できないことがあります。
- (4) 災害や経済状況の急激な変化等、公募手続を継続することが困難であると交通局が判断した場合には、本公募手続を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても本公募に要した費用を交通局に請求することはできません。

13. 様式等

(資料1) 区画位置図及び平面図

(資料2) 工事区分表

(様式1) 公募参加申込書 兼 誓約書

(様式2) 役員等名簿

(様式3) 公募参加辞退届

(様式4) 企画書

(様式5) 損益計画書

(様式6) 開業資金調達計画書

(様式7) 公募質問書

(参考様式) 企業連合体構成届出(区画番号1)

(参考資料1) 店舗開業基本協定書(ひながた)

(参考資料2) 定期建物賃貸借契約書(ひながた)

(参考資料3) 優先交渉権者決定後の手続きフローチャート

14. 提出先及び問合せ先

福岡市交通局 総務部 営業課 担当:月俣、角 〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目5番31号(交通局庁舎6階) 電話番号:092-732-4109・4229 Eメール:ekinaka@city.fukuoka.lg.jp 受付時間:平日 午前9時~午後5時(午後0時~午後1時を除く) 土・日・祝日は休み
--